

# 山梨県公報

第千九百八十四号

平成二十一年

九月二十八日

月 曜 日

## 目次

### 告示

道路の区域変更……………五三一  
道路の供用開始……………五三一

### 公告

平成二十年度における人事行政の運営の状況について……………五三一  
平成二十年度における人事委員会の業務の状況について……………五四二  
基本測量の実施(三件)……………五四七  
開発行為に関する工事の完了について……………五四七  
人事委員会……………五四七  
地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………五四七  
正 誤……………五四七  
平成二十一年七月二十三日付第千九百六十六号中……………五四七

## 告示

### 山梨県告示第二百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年十月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
山梨市三富川浦字天科一四七三番の一地先から 山梨市三富川浦字天科一三八七番の一地先まで	旧	二二一・〇〇 六八・〇	二九四・一
	新	二二三・〇〇 六八・〇	二九四・一

### 山梨県告示第二百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	北杜八ヶ岳公園線	北杜市高根町下黒澤字坂上一三一番の二地先から 北杜市高根町下黒澤字坂上一七六番の一地先まで	二六六・〇	平成二十一年九月二十八日

## 公告

●平成二十年度における人事行政の運営の状況について  
山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山梨県条例第三号)第二条の規定により任命権者から平成二十年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年九月二十八日

山梨県知事 横内正明

## 山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

### 1 任用

#### (1)任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		
		平成20年	平成19年	前年増減数
一般行政部門	正式任用	3,142	3,276	-134
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	2	2	
	任期付職員(短時間)			
	小 計	3,144	3,278	-134
特別行政部門	正式任用	10,607	10,712	-105
	再任用職員(常勤)	15	15	
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	10,622	10,727	-105
公営企業会計部門	正式任用	980	986	-6
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	980	986	-6
合 計		14,746	14,991	-245

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

#### (2)職員の採用及び退職等の状況

(平成20年度)

職 種	採用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	71	134	16	12	19	181
医療職	88	13	3	57	16	89
技能労務職	0	21	5	0	1	27
教育職	180	126	67	23	42	258
公安職	84	46	8	7	13	74
合 計 (構成比%)	423	340 (54%)	99 (16%)	99 (16%)	91 (14%)	629 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

#### (3)職員の昇任及び降任の状況

(平成20年4月1日現在、公安職については平成20年度の状況)

職 種	昇 任			降 任
	部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職	33	181	376	
医療職	1	11	67	
技能労務職			12	
教育職		44	55	

公安職	6	16	116	
合計	40	252	626	

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成20年	平成19年		
一般行政部門	議会	24	23	1	業務執行体制の強化 出先機関の事務見直し等 出先機関の統合等 出先機関の事務見直し等 出先機関の事務見直し等 出先機関の組織・事務見直し等 ダム・下水道建設業務の減等
	総務企画	630	660	▲30	
	税務	107	116	▲9	
	民生・衛生	819	851	▲32	
	商工・労働	282	285	▲3	
	農林水産	748	783	▲35	
	土木	595	622	▲27	
小計	3,205	3,340	▲135		
特別行政部門	教育	8,650	8,749	▲99	児童・生徒数の減、看護大学廃止等
	警察	1,911	1,916	▲5	
	小計	10,561	10,665	▲104	
公営企業部門	病院	872	875	▲3	中央病院管理局、北病院業務課体制見直し等 企業局組織見直し等
	企業局	108	111	▲3	
	小計	980	986	▲6	
合計		14,746	14,991	▲245	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要 ※平成19年4月1日時点における総職員数が対象

① 定員適正化目標

平成23年4月1日までの5年間で、職員数の4.2% (633人) の純減を目標とする。

② 定員適正化手法の概要

抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、積極的な民間委託等の推進、IT化の推進などを通じて極力職員数を抑制するとともに、退職者の補充についても十分検討し計画的な職員数の抑制を図る。

## 2. 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
平成20年度	H21.3.31 867,122人	千円 444,168,271	千円 2,179,605	千円 130,675,635	% 29.4

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤続手当		
平成21年度	人 13,755	千円 58,844,709	千円 11,261,212	千円 25,242,114	千円 95,348,035	千円 6.932

※1 職員手当には退職手当を含まない。

※2 給与費は当初予算に計上された額

※3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	平成20年4月1日		
山梨県	99.7	(参考) 全国県平均	99.4

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。国を100としている。

## (4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 350,438	円 419,897	歳 43.3	円 381,253	円 433,077	歳 43.3	円 347,117	円 457,280	歳 41.2

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

## (5) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区分	山梨県		国		
	決定初任給	採用2年経過日給料月額	決定初任給	採用2年経過日給料月額	
一般行政職	大学卒	178,800円	187,300円	国公Ⅱ種 172,200円	180,600円
	高校卒	144,500円	151,300円	国公Ⅲ種 140,100円	145,900円
教育職 (小中学校)	大学卒	199,700円	208,500円	-	-
	高校卒	154,900円	164,300円	-	-
教育職 (高等学校)	大学卒	199,700円	208,500円	-	-
	高校卒	154,900円	164,300円	-	-
公安職	大学卒	204,500円	213,600円	200,000円	209,200円
	高校卒	172,000円	181,100円	158,100円	166,600円

## (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	277,375円	330,104円	379,351円
	高校卒	215,550円	257,953円	336,133円
教育職	大学卒	296,306円	346,727円	377,590円
	高校卒	216,300円	253,850円	336,133円
公安職	大学卒	289,035円	340,106円	371,842円
	高校卒	250,352円	305,755円	348,544円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

## (7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
11級	(部長)					19	0.5%
10級	(次長)					60	1.5%
9級	部長 (参事)	15	0.4%	14	0.4%	106	2.8%
8級	次長 (課長・主幹)	67	1.9%	70	1.9%	862	22.6%
7級	課長・参事 (課長補佐)	69	2.0%	83	2.3%	382	10.0%
6級	課長・主幹 (主査・副主査)	764	21.9%	802	22.3%	961	25.2%
5級	課長補佐 (副主査・主任)	411	11.8%	372	10.3%	470	12.3%
4級	主査・副主査 (主任)	1,017	29.2%	1,045	29.0%	307	8.0%
3級	主任 (主事・技師)	601	17.3%	650	18.1%	437	11.5%
2級	主事・技師	360	10.3%	357	9.9%	171	4.5%
1級	主事・技師	180	5.2%	207	5.8%	41	1.1%
一般行政職職員数		3,484	100.0%	3,600	100.0%	3,816	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

※3 標準的な職務内容欄の( )内の職名は、平成17年度以前に適用されていた給料表による職務内容

(8) 職員手当の状況

(平成20年度)

区分	山 梨 県				国			
期末手当	(平成20年度支給割合)				(平成20年度支給割合)			
	6月期		勤 勉 手 当		6月期		勤 勉 手 当	
	0.175	0.75	0.355	0.75	0.175	0.75	0.355	0.75
勤 勉 手 当	12月期		計		12月期		計	
	0.185	0.85	0.405	1.6	0.185	0.85	0.405	1.6
退職手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.5%	30.55%		勤続20年	23.5%	30.55%	
	勤続25年	33.5%	41.34%		勤続25年	33.5%	41.34%	
勤続35年	47.5%	59.28%		勤続35年	47.5%	59.28%		
最高限度額	59.28%	59.28%		最高限度額	59.28%	59.28%		
その他特別算給	無	無		その他特別算給	無	無		
退職時平均支給額	2,173千円		27,139千円		退職時平均支給額		27,139千円	

※1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (20年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	
支給職員1人当たり平均支給年額		67,714円
手当の種類 (手当数)		34
手当の名称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ガム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 病院業務従事手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	1,929,263千円
	職員1人当たり支給年額	318千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円を加算措置 ※配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※100円未満は切り捨て 2 自宅 月額 4,000円 ※所有に準ずる住宅 職員の扶養親族の所有する住宅等	1 国と同じ 2 月額 2,500円 ※新築・購入から5年間に限度に支給

	3 単身赴任における配偶者等の居住する住居手当 1又は2の1/2の額	3 自宅に関しては支給制度無し
通勤手当	1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員 ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円+(1ヶ月運賃等-55,000円)×1/2 ※1ヶ月運賃等:6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定 2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 ・四輪自動車 通勤距離に応じて2km以上20km以下は、3,000円~11,800円(20kmを超える場合は1km毎に580円を加算) ・四輪自動車以外 通勤距離に応じて2km以上60km未満は2,000円~23,600円(60km以上は24,500円が限度額) 3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額 4 特急等を利用する場合 異動等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1~3で算出した通勤手当額に加算支給(限度額20,000円) ※特急利用料金等 J R特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金	1 55,000円超過分の支給無し 2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円~23,600円(60km以上は24,500円が限度) 3 国と同じ 4 国と同じ

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況(平成20年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)		一般行政職を100とした場合の教員の比率	
平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	高等学校教育職	小・中学校教育職		
A	B	C		112.1	110.1		
384,532円	397,663円	350,116円					
41.8歳	43.7歳	43.3歳					

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	1,260,000円
知事	970,000円
副知事	820,000円
知事公営企業管理者	800,000円
教育長	920,000円
議長	830,000円
副議長	780,000円
議員	

期末手当	知事 副知事 公営企業管理者 教育長	(平成20年度支給割合) 6月期 12月期 計	2. 125月分 2. 325月分 4. 450月分
	議長 副議長 長 副長 員	(平成20年度支給割合) 6月期 12月期 計	1. 60月分 1. 75月分 3. 35月分
退職手当	知事 副知事 公営企業管理者 教育長	(算定方式) 給料月額(円) × 在職月数 × 65/100 (同一職通算) × 45/100 (同一職通算) × 35/100 (同一職通算) × 30/100 (同一職通算)	(在職期間)

※ 平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間においては、次のとおり知事等の給与カットを行っている。

知事：10% 副知事、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員：7%

※ なお、平成21年4月1日から平成23年9月30日までの間においては、次のとおり知事等の給与カットを行っている。

知事：12% 副知事、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員：9%

### 3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※ 平成20年1月1日～平成20年12月31日の平均使用日数

知事部局：8. 3日 教育委員会（県立学校教員含む）：9. 4日

警察部局：4. 9日 企業局：13. 7日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成20年度)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業等 対象者数)		
			うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	
男性職員	1 1	2	324		
女性職員	219 214	11 7	185	185	
合計	220 215	13 7	509	185	

※1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者」欄の上段は、平成20年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は、育児休業（部分休業）の期間が平成19年度から20年度にかけて引き続けている者の数

※2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者数」欄の上段の平成20年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業）した職員」と「平成19年度中に育児休業が取得可能となったが、平成20年度に新規に育児休業（部分休業）をした職員」の両方が含まれるので、「平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」及び「平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成20年度)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男子職員	2	2	2		
女子職員	16	16	15		1
合計	18	18	17		1



## 4 分限及び懲戒

## (1) 分限処分者数 (平成20年4月1日～平成21年3月31日) (単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		97		97	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成20年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

## (2) 処分事由別分限処分件数 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			95		95	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			2		2	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合計			97		97	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

## (3) 懲戒処分者数 (20年4月1日～21年3月31日) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
2	0	0	4	6

## (4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1			3	4
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	1			1	2
合計	2			4	6

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

## 5 服務

## (1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成20年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成20年度)

任命権者	件数
知事	28
教育長	3
警察本部長	0
公営企業管理者	0
合計	31

6 研修

(1) 研修実績

(平成20年度)

区分		内容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う(通信教育講座、自主研究等)	134	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	234
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	160
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	603
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	120
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	520
派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	28		

7 勤務成績の評定の概要

- 知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。
- 教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。
- 警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。
- 企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

## 8 福祉及び利益の保護

## (1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成20年度)

## ① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催(知事部局、教育委員会及び企業局)	衛生管理医(内科・精神科医師)による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置(知事部局及び警察部局)	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士を委嘱し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

## (2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成20年度)

## ① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期・成人病等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドックを除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：2,287人 教育委員会：2,079人 警察部局：1,296人 企業局：64人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,510人 教育委員会：1,298人 警察部局：599人 企業局：48人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：326人 教育委員会：74人 警察部局：287人
深夜業務従事者健康診断	交替制勤務等により、深夜業務(午後10時～午前5時の業務)に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：432人 警察部局：573人 企業局：18人

## ② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	内容	実施場所	委託先	期日	参加者等	実績額
職員文化展(知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県民情報プラザ他	(財)山梨県職員互助会	平成21年2月26日～3月1日	来場者数 478人 出品点数 368点	986,155円
クラブ・同好会助成事業	文化・体育等のクラブ及び同好会が実施する各種の事業に対して助成する。		(財)山梨県職員互助会	平成20年5月1日～平成21年3月1日	助成団体 18団体	2,200,000円
元気回復事業(教)	各種スポーツ大会、芸術・文化活動、ガーデニング教室、囲碁大会等の実施	県民文化ホール他	(財)山梨県教職員互助組合 (財)山梨県高等学校教職員互助会	平成20年4月7日～平成21年3月31日	参加者数 7,526人	13,647,100円 12,156,080円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局をいう。

● 平成二十年度における人事委員会の業務の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）  
第四条の規定により、人事委員会から次のとおり平成二十年度における人事委員会の業  
務の状況について報告があった。

平成二十一年九月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

# 山梨県人事委員会業務報告

## 1 競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の実施状況

#### ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月11日	5月31日、6月1日	7月7、8日	7月25日
上 級	6月29日	[1回目] 7月12～14日 [2回目] 8月6～9日		8月29日
初級・学校職員 ・資格免許	9月28日	[1回目] 10月19日 [2回目] 11月2日		11月14日
民間企業経験者	5月11日	[1回目] 7月12、13日 [2回目] 8月7日		8月29日
警察官(第2回)	9月21日	10月4、5日	11月10、11日	12月5日
身障者選考	9月21日	10月3日		10月17日

#### イ 競争試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	42	321	277	86.3	213	37	7.5
上級	91	785	660	84.1	229	76	8.7
初級	4	16	15	93.8	12	4	3.8
学校職員	6	53	42	79.2	15	7	6.0
資格免許	5	29	26	89.7	17	5	5.2
民間企業経験者	1	106	59	55.7	5	0	—
警察官 (第2回)	41	395	327	82.8	208	30	10.9
身障者選考	1	5	5	100.0	5	0	—
合 計	191	1,710	1,411	82.5	704	159	8.9

(2) 採用選考の実施状況

職 部局	知 事	教育委員会	警 察	そ の 他	計
部長及びその相当職	2				2
課長及びその相当職	4	2	2		8
課長補佐及びその相当職	2	22	3		27
係長及びその相当職	5	5	2		12
上記以外	71	2	3		76
合 計	84	31	10		125

(3) 昇任選考の実施状況

職 部局	知 事	教育委員会	警 察	そ の 他	計
部長及びその相当職	37	1		4	42
課長及びその相当職	73	22	14	4	113
課長補佐及びその相当職	254	53	61	13	381
係長及びその相当職	213	25	36	10	284
上記以外	114	17	13	5	149
合 計	691	118	124	36	969

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 公民給与較差に基づく給与改定

① 公民給与の較差

- ・ 減額措置後の額 ( 3,119 円、 0.81%)
- ・ 減額措置前の額 ( 74 円、 0.02%)

② 改定の内容

- ・ 公民較差 (74 円 0.02 %) がほぼ均衡していることから月例給の水準改定は行わないが、医師の初任給調整手当を国家公務員に準じて改定
- ・ 期末・勤勉手当 (ボーナス) も国家公務員や民間の支給状況から改定なし

(2) 給与構造の改革のための改定

① 改定の内容

- ・ 地域手当 平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合のうち、平成21年度の支給割合を人事院勧告を基準として本県の支給状況を考慮し措置

(3) 公務運営の改善について

- ① 人材の確保
- ② 人事評価制度の整備
- ③ 次世代育成支援対策の推進
- ④ 時間外勤務の縮減
- ⑤ 勤務時間の検討
- ⑥ 職員の健康管理
- ⑦ 服務規律の確保

(4) 勧告

- ① 勧告日 平成20年10月17日  
 実施時期 (公民給与較差に基づく給与改定に係るもの) 平成21年 4月 1日  
 (給与構造の改革のための改定に係るもの) 平成21年 4月 1日

② 公民較差

民間給与	職員給与(比較給与)		本 較 差	
		平均年齢	(A-B)	比 率 (C/B×100)
A 円 390,227	B 円 390,153	43.1 歳	C 円 74	% 0.02
遡及決定分			D 円 -	D/B×100 -%
公民較差 (C+D)			E 円 74	E/B×100 0.02 %

積残事業所比率 ( - ) % 積残事業所の平均給与改定率 ( - ) %

③ 給与改定なし

改定後の平均給与月額	平均改定額	
		平均改定率
F 円 -	G (F-B) 円 -	G/B×100 % -

④ 特記事項 (給与改定の考え方)

- ・ 特例条例による減額措置は、本県を取り巻く厳しい行財政事情を勘案したものと史料されるが、地方公務員法に定める給与改定の原則の趣旨とは異なるものであり、諸情勢が整い次第、速やかに職員に対する本来の適正な給与水準が確保されることを希望

⑤ 平均給与年額

	平均年間給与額(勧告後)	平均年間給与額(勧告前)	増加(減少)額	増加(減少)率
減額措置後 (実支給額)	H 6,494,000 円	I 6,494,000 円	J (H-I) 0 円	J/I×100 0 %
減額措置 前の額	H 6,531,000 円	I 6,531,000 円	J (H-I) 0 円	J/I×100 0 %

※行政職平均(新卒採用者を除く)を推計

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数						翌年度 への 繰越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰越	新規 要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全 部 容 認	一 部 容 認	全 部 否 認		
給与		1	1					1		1	0
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
平成20年措第1号	知事部局職員	給与の支給について	平成21年2月6日	一部容認・一部棄却

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数						翌年度 への 繰越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰越	新規 要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全 部 容 認	一 部 容 認	全 部 否 認		
分 限	降給										0
	降任										0
処 分	休職										0
	分限免職										0
懲 戒	戒告										0
	減給										0
処 分	停職										0
	懲戒免職										0
転 任											0
その他											0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定



● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十一年九月十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年九月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 二 作業期間 平成二十一年九月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで
- 三 作業地域 甲府市、都留市、大月市、韮崎市及び上野原市

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十一年九月八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年九月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 基本測量（基準点現況調査作業）
- 二 作業期間 平成二十一年十月一日から平成二十二年二月二十六日まで
- 三 作業地域 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡増穂町、南巨摩郡身延町、中巨摩郡昭和町、南都留郡西桂町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村及び南都留郡富士河口湖町

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十一年九月十四日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年九月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 二 作業期間 平成二十一年十月二十七日から平成二十二年三月二十六日まで
- 三 作業地域 富士吉田市、甲州市、中央市及び西八代郡市川三郷町

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年九月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡昭和町紙漣阿原字押越前一の一、一一の三、一一の五、一一の六及び一一の七の区域
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲斐市篠原四千百八十番地一 株式会社泰栄企画 代表取締役 丸山泰章

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十五号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年九月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

地域手当に関する規則の一部を改正する規則  
地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「及び」を「、立川市及び」に改める。

別表東京都の項中「八王子市」を「八王子市 立川市」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十一年七月二十三日山梨県告示第二百二十八号（保安林の指定の解除の予定）

四〇九	上	終わりから三から終わりから二	大月市初狩町下初狩字近ケ坂山四一四六の二・四一四六の三・四一四六の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)	大月市初狩町下初狩字近ケ坂山四一四六の二・四一四六の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四一四六の二一
-----	---	----------------	--	---

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番